

各
〔 都道府県知事
市 長
特別区長 〕 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の
一部改正について (施行通知)

水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号) に基づく水道水の水質基準に係る検査方法については、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法 (平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」という。) に定められているところですが、本日付けで公布された「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件」 (令和7年環境省告示第25号) をもってその一部が改正され、令和7年4月1日から適用されることとなりました。

下記について御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導につき特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であること並びに国土交通大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、国設置専用水道の設置者並びに登録水質検査機関には別途通知していることを申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

1 検査方法告示の一部改正

昨今の分析技術を取り巻く環境の変化を踏まえ、見直しが必要とされた検査方法に関する所要の改正を行うこと。

第2 改正の概要

1 検査方法告示の一部改正

- (1) シアン化物イオン及び塩化シアンの検査における発色剤の溶媒に係る規定の改正
別表第12において、発色剤の溶媒に有害性の低いエチルアルコールを使用することを可能としたこと。
- (2) 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) の検査法の追加
別表第30の2として新たに連続自動測定機器による全有機炭素計測定法を追加したこと。
- (3) その他所要の改正を行ったこと。

第3 適用日

令和7年4月1日から適用すること。